

(様式1-4)

野田村 復興交付金事業計画 平成26年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成26年11月

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
34	C - 1 - 2	農用地災害復旧関連区画整理事業(農地整備事業)	(野田村) 宇部川地区	県	県	直接	5/9	(435,800) 0 <435,800>	(435,800) <435,800>	(337,745) 0 <337,745>			
35	☆ F - 1 - 1 - 1	漁業集落復興効果促進事業	野田村	村	村	直接	4/5	(28,840) 0 <28,840>	(28,840) <28,840>	(23,072) 0 <23,072>			
52	C - 5 - 3	漁業集落防災機能強化事業(直接補助分)	下安家地区	村	村	直接	1/2	(144,200) 0 <144,200>	(144,200) <144,200>	(108,150) 0 <108,150>			
53	C - 5 - 4	漁業集落防災機能強化事業(直接補助分)	中沢地区	村	村	直接	1/2	(0) 15,435 <15,435>	(0) 15,435 <15,435>	(0) 11,576 <11,576>			
合計額								(608,840) 15,435 <624,275>	(608,840) 15,435 <624,275>	(468,967) 11,576 <480,543>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	担当部局名	担当者氏名
市町村名	電話番号	メールアドレス

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式1-4)

野田村 復興交付金事業計画 平成26年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成26年11月

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
2	D - 1 - 1	道路事業	城内・米田・南 浜地区	村	村	直接	2/3	(49,949) 0 <49,949>	(49,949) 0 <49,949>	(41,207) 0 <41,207>			
3	D - 1 - 2	道路事業	城内地区	村	村	直接	2/3	(19,436) 0 <19,436>	(19,436) 0 <19,436>	(16,034) 0 <16,034>			
4	D - 1 - 3	道路事業	城内地区	村	村	直接	2/3	(14,974) 0 <14,974>	(14,974) 0 <14,974>	(12,353) 0 <12,353>			
5	D - 1 - 4	道路事業	泉沢地区	村	村	直接	2/3	(19,806) 0 <19,806>	(19,806) 0 <19,806>	(16,339) 0 <16,339>			
6	D - 1 - 5	道路事業	南浜地区	村	村	直接	2/3	(42,208) 0 <42,208>	(42,208) 0 <42,208>	(34,821) 0 <34,821>			
19	D - 1 - 6	まちづくり連携道路整備事業	(野田村) (一)安家玉川 線 下安家	県	県	直接	2/3	(1,800,000) 0 <1,800,000>	(1,800,000) 0 <1,800,000>	(1,485,000) 0 <1,485,000>			
32	D - 1 - 8	まちづくり連携道路整備事業	(野田村) (主)野田山形 線 野田	県	県	直接	2/3	(1,590,000) 0 <1,590,000>	(1,590,000) 0 <1,590,000>	(1,311,750) 0 <1,311,750>			
36	★ F - 2 - 1 - 1	市街地復興効果促進事業	野田村	村	村	直接	4/5	(46,828) 0 <46,828>	(46,828) 0 <46,828>	(37,462) 0 <37,462>			
41	D - 1 - 10	道路事業	南浜地区	村	村	直接	2/3	(40,000) 0 <40,000>	(40,000) 0 <40,000>	(33,000) 0 <33,000>			
43	D - 4 - 3	災害公営住宅整備事業	野田・玉川地 区	村	村	直接	3/4	(606,341) 117,708 <724,049>	(606,341) 117,708 <724,049>	(530,548) 102,994 <633,542>			
44	D - 5 - 2	災害公営住宅家賃低廉化事業	野田・玉川地 区	村	村	直接	3/4	(22,695) 0 <22,695>	(22,695) 0 <22,695>	(19,858) 0 <19,858>			

45	D - 6 - 2	東日本大震災特別家賃低減事業	野田・玉川地区	村	村	直接	1/2	(2,724) 0 <2,724>	(2,724) 0 <2,724>	(2,043) 0 <2,043>		
46	D - 17 - 2	被災市街地復興土地区画整理事業	城内地区	村	村	直接	1/2	(722,144) 0 <722,144>	(722,144) 0 <722,144>	(541,608) 0 <541,608>		
47	◆ D - 17 - 2 - 1	市街地整備上下水道事業	城内地区	村	村	直接	1/2	(66,590) 0 <66,590>	(66,590) 0 <66,590>	(53,272) 0 <53,272>		
55	D - 22 - 4	都市公園(津波防災緑地)施設整備事業	城内・泉沢・米田・南浜地区	村	村	直接	1/2	(673,758) 0 <673,758>	(673,758) 0 <673,758>	(505,318) 0 <505,318>		
合計額								(5,717,453) 117,708 <5,835,161>	(5,717,453) 117,708 <5,835,161>	(4,640,613) 102,994 <4,743,607>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>

都道府県名	担当部局名	担当者氏名
市町村名	電話番号	メールアドレス

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

